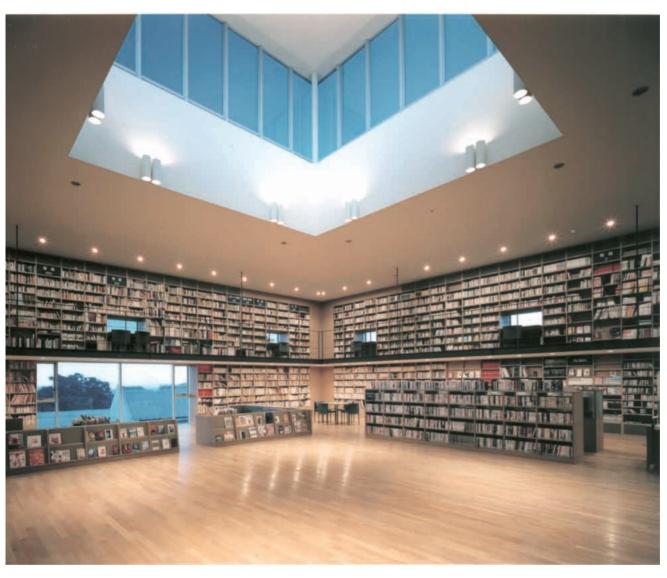
奈義町子ども読書活動推進計画 いきいきなぎっ子読書プラン





0 \supset

						-	-	
は	じ	め	に	1				
計	画の第	食定に	こあた	って	2			
第	1章	基本	方針	3				
j	策定に	こあた	っての	り基本	方針	3		
3	奈義町	子ど	も読む	書活動	推進計	画の体	系	5
第	2章	子と	ぎもの	読書活	舌動の	推進の	ための	方策
	1. 家	庭•坩	₩•;	学校等に	こできる	こと~家	庭・地域	・学校
	(1)	家庭	こでき	ること	~家庭	における	子ども	の読書
	(2)	地域	こでき	ること	~地域	における	子ども	の読書

域・学校等における子どもの読書活動の推進 6

6

- らの読書活動の推進 6
- もの読書活動の推進 7
- (3) 学校等にできること ~学校等における子どもの読書活動の推進 9
- 2. 子どもの読書活動を推進するための施設・設備、その他の諸条件の整備・充実 12
 - (1) 町立図書館の整備・充実 12
- (2) 学校図書館等の整備・充実 14
- (3) 図書館間の連携・協力等の推進 16
- 3. 子どもの読書活動推進体制の整備及び啓発広報等 17
 - (1) 奈義町における子どもの読書活動推進体制の整備 17
 - (2) 読書関連団体等との連携・協力の促進 17
 - (3)「子ども読書の日」を中心にした啓発広報 18
 - (4)各種情報の収集・提供 18
- 4. 財政上の措置 19

※参考資料1:子どもの読書活動の推進に関する法律

※参考資料 2: 文字・活字文化振興法 23

※参考資料3:図書館法 26

※参考資料4:公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準について 39

※参考資料 5:学校図書館法 48

※参考資料6:学校図書館図書標準 52

※参考資料7:図書館の自由に関する宣言 54

※参考資料8:図書館員の倫理綱領 59

※参考資料9:図書館システム整備のための数値基準(抜粋) 64

 \supset

はじめに

近年、少子高齢化や核家族化、高度情報化が進み、子どもを取り巻く生活環境は 大きく変化しています。

子どもたちの周りにはテレビやビデオ、ゲーム、インターネットなどの映像や電子メディアによる情報があふれている一方で、読書習慣の未形成などによる「活字離れ」「読書離れ」が憂慮されています。

私たちは、地域の未来を担う子どもたちが、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かにし、生きる力を身につけるために読書が大きな役割を果たしていると考えています。

平成12年の「子ども読書年」を契機として、読書を通じて子どもたちの成長を支え、心を豊かに育むことができる環境整備を目指し平成13年12月「子ども読書活動に関する法律」が成立し、この流れを受けて平成14年8月「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」が閣議決定され、岡山県では平成15年3月「岡山県子ども読書活動推進計画~おかやまどんどん読書プラン~」が策定されました。

また、平成17年7月には文字・活字文化の振興を目指して「文字活字文化振興法」 が成立しています。

(「基本的な計画」及び「おかやまどんどん読書プラン」については平成20年3月 にそれぞれ第二次計画が策定されています。)

奈義町では、これらの動きをふまえながら、子どもの読書活動を総合的に推進するための基本的な考え方や取り組みを示した「奈義町子ども読書活動推進計画」を 策定しました。

この計画の実施により、あらゆる機会を通じて奈義町の子どもたちが本の世界と 出会い、読書の楽しさを知るきっかけにつながることを願ってやみません。

平成21年5月

奈義町長 花房 昭夫

計画の策定にあたって

さまざまな調査・研究を通じて、テレビやビデオ、ゲーム、インターネット等の情報メディアの普及による生活環境の変化や幼児期からの読書習慣の未形成と子どもたちの思考力・想像力の低下の関連性が指摘されています。

第54回読書調査(平成20年5月/社団法人全国学校図書館協議会)によれば、児童生徒の1か月の平均読書冊数は、小学生は11.4冊、中学生は3.9冊、高校生は1.5冊になっています。

昨年度に比べ高校生ではさほどの変化はなかったものの、小学生、中学生では数値が上向いており、官民協働による読書支援活動が一定の成果を上げていることが見て取れます。しかしながら、月に1冊も本を読まなかった子どもたちの割合は小学生5.0%、中学生14.7%、高校生51.5%であり、中学校以降急激に読書離れが進んでいることがわかります。

また、2000年に行われた経済協力開発機構(OECD)生徒の学習到達度調査では 読解リテラシー(読解力)を中心分野として国際調査が行われ、わが国の生徒は、「毎日 趣味として読書をしているか」という質問に対し、参加国平均の32%よりも多い55% の生徒が「しない」と回答しています。

これらの動きをふまえて、私たちは奈義町における子ども読書活動推進の方向性を示す 指針として「奈義町子ども読書活動推進計画」を策定しました。

本来読書とは、それを行う人の内面に関わる個人的な営みであり、外部からの干渉や強制によって行われるべきでないことはいうまでもありません。また、私たちは、読書との出会いを通じて子どもが健やかに成長することを望んでいますが、強制や押し付けからは、子どもと読書の自由で伸びやかな関係は生まれません。

本計画の骨子は、家庭や地域、学校など子どもの読書活動に関わる個人や機関が協働して、自由で豊かな読書活動を支援し、子どもが読書と出会うきっかけを提供することにあります。また、それらの取り組みを広がりのあるものにするためには、各方面の協力が必要です。

今後とも連絡・協議を重ねながら、子どもたちが本と出合い、親しむ環境づくりを実現 していきます。

平成21年5月

奈義町教育委員会教育長 笠木 義孝

1 章

 h

第1章 基本方針

「奈義町子ども読書活動推進計画」は、地域の子どもたちの幸福で健全な成長を願い策定されました。

そして、子どもたちが成長とともに生活の中に読書の習慣を取り入れ、生涯にわたって読書に親しめる環境を整備するためには、身近に本と親しめるきっかけづくりに加え、家庭・学校・福祉施設・地域等の連携が欠かせないと考えます。

それらの点をふまえて奈義町では、次の基本方針に基づき計画を策定しました。

策定にあたっての基本方針

(目 的)

本方針は、「子どもの読書活動の推進に関する法律」第9条第2項に基づき策定する「奈義町子ども読書活動推進計画」(以下、「本計画」という。)について、その施策に関する基本方針を定めるものとします。

(基本方針)

1 読書の自由は、個人の思想、信条などの内面に関わる行為であり、憲法に定める「国民の表現の自由」及びそれと対をなす「知る権利」につながる住民の基本的な営みのひとつです。

計画の策定にあたって、行政の不当な干渉にならないように配慮します。

2 本計画は、子どもの自主的な読書活動が推進されるよう必要な施策を講じて環境整備を行うものです。

子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、本と親しみ、本を楽しむことができる環境づくりのため、学校図書館、町立図書館など子どもの読書に関わる施設及び資料の充実、人材の確保と養成につながる内容とします。

3 メディアへの過剰な依存や実体験の不足など、子どもたちを取り巻く現状を改善する方策として読書推進をとらえるべきです。

しかしながら、読書推進は、子どもたちの健やかな成長を目指す方法のひとつであって、そのために読書自体が目的化しないように心がける必要があります。

また、家庭における子育ての主体は第一義的には保護者であり、読書推進の取り組みにあたって、特定の価値観の押し付けや排除につながらないようにします。

- 4 施策の策定にあたっては、本計画に関わる個人や団体の自主性を尊重する内容とします。
- 5 学校図書館、町立図書館における図書の選定やサービスに関する施策の策定に あたっては、その自主性を尊重する内容とします。

また策定にあたり次の事項に留意した内容とします。

- ・子どもの読書活動の推進に関する法律、図書館法、学校図書館法等、関係法令 の要求を満たす内容とする。
- ・「図書館の自由に関する宣言」「図書館員の倫理綱領」「公立図書館の任務と目標」 等の諸規範を尊重する内容とする。
- ・町立図書館においては、図書館法に基づく「公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準」、「図書館システム整備のための数値基準」等の要求を満たす内容とするよう努める。
- ・学校図書館においては、「学校図書館図書標準」「学校図書館整備新5か年計画」 を達成可能な内容とするよう努める。
- 6 国及び地方公共団体が実施する子ども読書の日の趣旨にふさわしい事業への子 どもの参加については、その自主性を尊重します。

なお、本計画の実施期間は、平成21年度から平成25年度までの概ね5年間とし、 必要に応じて改訂を行うものとします。

 h

<奈義町子ども読書活動推進計画の体系>

- 1. 家庭・地域・学校等にできること ~ 家庭・地域・学校等における子どもの 読書活動の推進
 - (1) 家庭にできること ~ 家庭における子どもの読書活動の推進
 - (2) 地域にできること ~ 地域における子どもの読書活動の推進
 - (3) 学校等にできること ~ 学校等における子どもの読書活動の推進
- 2. 子どもの読書活動を推進するための施設・設備・その他の諸条件の整備・ 充実
 - (1)公立図書館の整備・充実
 - (2) 学校図書館等の整備・充実
 - (3) 図書館間の連携・協力等の推進
- 3. 子どもの読書活動推進体制の整備及び啓発広報等
 - (1) 奈義町における子どもの読書活動推進体制の整備
 - (2) 読書関連団体等との連携・協力の促進
 - (3)「子ども読書の日」を中心とした啓発広報
 - (4) 各種情報の収集・提供
- 4. 財政上の措置

施策の実施に必要な財政上の措置

- ・事業費(図書館資料の整備、講座の実施等)
- ・施設・設備費(事業に必要な施設・設備の整備及び維持・管理等)
- ・人件費(人員の配置及び養成のための研修等)
- ・上記の他、施策の実施に必要な経費

※読書活動:子どもが本を読んだり、絵本を見たりストーリーテリングを聞いたりすること、朗読会に参加すること、また、読書感想文を書いたり、コンクールに参加することなど、子ども自身が読書に関わりを持つ活動のこと

第2章 子どもの読書活動の推進のための方策

- 1. 家庭・地域・学校等にできること ~家庭・地域・学校等における子どもの読書 活動の推進
- (1) 家庭にできること ~家庭における子どもの読書活動の推進

<現状と課題>

平成20年6月の図書館法改正に伴い、図書館奉仕に「家庭教育の向上に資する」 ことが掲げられ、子どもたちが読書に親しめる環境づくりを行う上で、家庭におけ るそれらの取り組みを地域の図書館が支援していく方向性が示されました。

奈義町では、家庭における子どもと本の出会いにつながるさまざまな取り組みに 努めてきました。

幼いころから身近に本があり、本を通じて家族がふれあう機会を持ってもらうこ とを目指し、平成15年度からブックスタート事業を実施しています。

また、保健相談センターで行われるよちよち広場での絵本の紹介や図書館での赤 ちゃん絵本の整備など、ブックスタートが単なるイベントに終わってしまわないよ う、実施後のフォローアップに努めているところです。

ブックスタート後に図書館で利用者カードをつくって本を借りていく親子が増え、 乳幼児向け絵本の貸出が伸びていることからも、事業の成果が浸透してきているこ とがうかがえます。

そのほか、子どもたちが本と出会い、読書に親しむきっかけにつながる活動や催 しに親子で参加してもらえるよう、関係機関の協力を呼びかけています。

また、家庭におけるテレビやインターネットなどの急速な普及により、情報の洪 水に慣らされた子どもたちの間に、言葉や文字への軽視が広がっています。

子どもたちの思考力・想像力の低下が憂慮されていますが、幼少時からの読書体 験の少なさがその原因のひとつと考えられています。

保護者に対しては、読書や言葉・文字の大切さ、乳幼児期から家庭で読み聞かせ を行うことや、思春期までに自主的な読書の習慣が身につくように支援することの 重要性について理解を促します。

 \cap

h a

また、子育て支援関係の部署や団体等とともに、子どもが情報メディアと適切に 接する姿勢や心構え(メディアリテラシー)を考える機会をつくり、子どもの生活 リズム向上を目指した取組を支援します。

<取り組み>

- ①親子で参加できる読書に関する催しを実施します。
- ②ブックスタート事業の継続、充実に努めます。
- ③「よちよち広場」など、保護者が集まる機会を利用して、読書に関する情報を 発信します。
- ④読書に関する子どもと保護者への啓発・広報に努めます。
- ⑤子育てのヒントをまとめた「家庭教育手帳」の活用を促します。
- ⑥子どもと保護者にメディアリテラシーや情報モラルへの理解を促します。

※ブックスタート事業:乳幼児が、本との出会いをとおして親子のふれあいを深めることを目指す事業。奈義町では、乳児健診時にブックスタートの説明とともに、 絵本や図書館作成の絵本リストを配布。

※メディアリテラシー:情報メディア(媒体)の特性や利用方法を理解し、適切な 手段で自分の考えを他者に伝達し、あるいはメディアを流れる情報を取捨選択し て活用する能力のこと。

(2) 地域にできること ~地域における子どもの読書活動の推進

<現状と課題>

子どもたちにとって図書館は、魅力ある本と出会うことができる場所であり、豊富な資料の中から興味のあることがらを自分で学ぶことができる場所です。

また、図書館では本の紹介や読み聞かせなどを実施して子どもたちの読書活動の 推進を図っています。 しかしながら、遠隔地の子どもたちが町の中心部にある図書館にひとりで来館することは困難であり、それらの子どもたちが図書館を利用するために保護者の協力は欠かせません。

地域の子育てや読書活動に関わる個人や団体とも連携しながら、子どもたちが自 律的に読書活動を行うことができる環境づくりに取り組む必要があります。

子育てが孤立しがちな核家族に対しては、地域で読書や子育てに関する取り組み が求められます。

また、来館困難な子どもたちに対しては、地域の子育ての集まりや読書サークルなどへの団体貸出や定期配本などのアウトリーチ(遠隔)サービスを通じて日常的に本とふれあう手段を提供していく必要があります。

保健相談センターやチャイルドホーム、つどいの広場「ちゅくしんぼ」などの活動では、参加する子どもへの読み聞かせなどが取り入れられており、公民館では子どもの読書活動につながる講座・教室などが行われる場合があります。

こうした子どもの居場所においても読書活動が一層推進されることが期待されます。

<取り組み>

①町立図書館における取り組み

- ・「公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準」等を踏まえた取り組みに努めます。
- ・町立図書館の児童向け資料に関する利用案内やレファレンスサービス(調査相談業務)の充実に努めます。また、ヤングアダルト世代の利用者に対する資料及びサービスの充実に努めます。
- ・岡山県立図書館が運用する資料搬送システムをはじめとする図書館間ネットワークの活用による資料と情報の提供に努めます。また、団体貸出や保育園・幼稚園・学校・チャイルドホーム・つどいの広場「ちゅくしんぼ」・なぎ放課後児童クラブなどへの定期配本をはじめとする町内の資料搬送ネットワークの整備を通じて、日常的に来館困難な子どもたちへのサービスに努めます。さらに、司書が学校を訪問したり、児童生徒が図書館を訪問したりすることによって行われる、読み聞かせやストーリーテリング、本の紹介等を通じて、子どもたちの読書活動を支援します。

 \cap

- ・学校や読書ボランティアなどとの相互協力と連携に努めます。例:おはなしだいすき!ブックトーク(読書ボランティアとの連携による勉強会)
- ・図書館の役割や読書の楽しさ、必要性を理解してもらうための講演会や講座の 開催などの啓発活動に努めます。
- ・郷土の理解を深めるために、資料収集・紹介に努め、郷土にちなんださまざま なテーマで展示や行事などを行います。
- ②個人や団体に対する支援
- ・子どもの読書活動の推進に携わる個人や民間団体を把握し、それらの個人や団体に対して講座の開催情報など、子どもの読書活動関連情報の提供を図ります。

※レファレンスサービス(調査相談業務):利用者の求めに応じて、図書館職員等が 調査・研究に必要な本の紹介や資料の検索・提供などを行うこと。

※ヤングアダルト世代:大人と子どもの中間層にあたる世代。ここでは概ね小学校 高学年から中・高校生程度の年齢層を指す。

※ストーリーテリング:話し手が、おはなしや物語を覚えて、本なしで聞き手に語って聴かせること。

(3) 学校等にできること ~学校等における子どもの読書活動の推進

<現状と課題>

学校における読書活動は、従来から国語などの各教科での学習活動を通じて行われており、子どもが読書習慣を身につけ、確かな学力の基礎を形成する上で大きな役割を担っています。

平成19年6月に新しい教育基本法の理念を受けて、学校教育法が改正されました。同法第21条においては、義務教育として行われる普通教育の目標のひとつとして、「読書に親しませ、生活に必要な国語を正しく理解し、使用する基礎的な能力を養うこと」が掲げられており、取り組みが求められます。

また、学習指導要領では、小・中学校の国語科で、児童生徒の発達段階に応じて、

「楽しんで読書をしようとする態度を育てる」ことや「読書を生活に役立て、自己を 向上させようとする態度を育てる」ことなどが目標とされています。

また、各教科、特別活動、総合的な学習の時間を通じて、児童生徒の調べ学習など多様な学習活動の展開により、学校図書館を計画的に利用し、その機能の活用を図り、より一層、児童生徒の主体的、意欲的な学習活動を充実することが課題となっています。

現在、町内の学校では、読書の楽しさとの出会いをつくることを目的に、「朝の読書」の時間を設けて自由に本を読ませる取り組みが進んでいます。

また、司書教諭や学級担任などの教職員が、子どもの発達段階に適した本を紹介 したり、読書ボランティアや町立図書館などと協力して読み聞かせやストーリーテ リングを行うなど、子どもたちが読書習慣を身につける工夫に努めています。

そして、町立図書館から学校への図書定期配本、学級文庫への提供は、子どもた ちが広く本を知り、多分野の本に興味を持つ機会となっています。

本との出会いをより豊かにするために、「朝の読書」や図書委員会活動の活性化の取り組みを奨励したり、子どもたちが進んで読書を楽しみ、読書習慣を身につけるようにすることが課題です。

また、司書教諭をはじめとする学校関係者においては、読書を楽しむ子どもの心に共感し、子どもの読書に関する意識の高揚を図ること、さらに、障害のある子どもの読書や保育園・幼稚園における幼児期の子どもの読書活動の推進を図ることも課題となっています。

<取り組み>

- ①児童生徒の読書習慣の確立・読書指導の充実
- ・「朝の読書」の実践や図書館の利用指導、読み聞かせ、ストーリーテリング、本 の紹介、図書委員会活動の活性化などの取り組みをいっそう奨励します。
- ・学校において本を推薦するコーナーを設けたり、話題の本を紹介するなど、児童生徒の興味や関心を喚起するよう工夫し、学校や家庭における読書習慣を確立するよう促します。
- ・児童生徒の自主的な読書活動の一層の推進を図るため、国語の研修講座や司書 教諭研修講座等に積極的に参加し、読書指導に関する研究や先進的な取り組み を各校に広め、教職員の指導力の向上、学校図書館や地域の公共図書館を活用 した指導の充実を図ります。

 \cap

h a

p t

 \odot

- ・放課後児童クラブ(学童保育)をはじめとする児童を対象とした子育て支援活動の中で、読み聞かせ等を推進します。
- ②家庭・地域との連携による読書活動の推進
- ・学校が家庭・地域と連携して、子どもの生きる力を育む読書活動を推進するよう努めます。また、事例の紹介・普及を図ります。
- ・読書活動の持つ意義や効果を教員が共通して認識できるような研修を進め、読書活動の効果を学校教育活動全体に生かせるよう努めます。
- ・学級文庫の充実を図り、読書活動を促進します。
- ・子どもの読書活動の推進に関わる学校関係者の意識が高まるよう、先進的な取り組みに関する情報交換などを行います。
- ③障害のある子どもへの読書活動の推進
- ・障害のある子どもが豊かな読書活動を体験できるよう、読書活動支援について、 知的障害、身体的障害など障害の種類や程度に応じた選書や環境の整備を図り ます。
- ④保育園や幼稚園における子どもの読書活動の推進
- ・幼児期に読書の楽しさと出会うため、保育所保育指針や幼稚園教育要領に示されているように、乳幼児が絵本や物語に親しむ活動を積極的に行うよう、保育士や教員の理解を図ります。また、保護者に対しても読書活動の大切さについて啓発します。
- ・保育園や幼稚園において絵本や物語に親しみ、絵本を通じて友達と心を通わせることのできる環境の整備を促すとともに、豊かな心を育むため、絵本や物語に親しむ環境を工夫する取り組みを進めます。
 - 例:読書ボランティアや図書館司書による絵本の読み聞かせ(保育園) 読書ボランティアによる絵本の読み聞かせ・絵本の貸出(幼稚園)
- ・チャイルドホーム・つどいの広場「ちゅくしんぼ」・放課後児童クラブをはじめ とする子育て支援施設における活動の中で、読み聞かせ等を推進します。

- 2. 子どもの読書活動を推進するための施設・設備、その他の諸条件の整備・充実
 - (1) 町立図書館の整備・充実

<現状と課題>

奈義町立図書館の蔵書数70,044冊(平成21年3月末日現在)のうち、児童書は18,248冊(前年度比+505冊)で全体の27%を占めます。

児童書の出版点数は年間約4,000冊にのぼるため、引き続き子どもたちが多くの本に親しみ、みずからの興味と関心で選ぶことができる魅力的な蔵書の充実が求められます。

また、図書館では司書やボランティアによる読み聞かせなど、子ども向けの行事が年間を通じて行われています。

町立図書館は、一部の地域を除いておおむね4キロ以内で町内のどこからでも来館できることから比較的好立地にあるといえますが、自動車などの交通手段を持つ大人とことなり、周辺部に住む子どもたちにとって一人で来館することは困難です。

子どもたちが来館しやすいよう保護者の協力を仰ぐとともに、学校等への定期配本や地域のボランティア等への団体貸出など町内の資料搬送ネットワークの整備を通じて、子どもたちが直接本にふれ、自らの興味や関心で本を選べる環境づくりを図っていく必要があります。

また、児童サービスに精通した司書の養成と資料の充実により、利用者の利便性を高める必要があります。

公立図書館に置かれる専門的職員である司書は、児童図書をはじめとする図書館 資料の選択・収集・提供、利用者に対する読書相談、子どもの読書活動に対する指 導など、子どもと公立図書館をつなぐ要であり、子どもに対する図書館サービスに 関する知識と技能のさらなる向上が望まれます。

多くの子どもたちが図書館を活用し、読書の楽しみや魅力、自分で学ぶ喜びを見 出せるような図書館の整備と充実を図っていきます。

<取り組み>

- ・「公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準」等を踏まえた取り組みに努めます。
- ・児童図書の収集・提供の充実を図ります。

章

 \cap

h a

p t

- 読み聞かせやブックトーク活動などを実施して読書のきっかけづくりをします。
- ・子どもたちの日常生活や学習上の疑問に回答するレファレンスサービス(調査 相談業務)の充実、図書やインターネットの利用指導など、子どもの読書と学 習活動を支援します。
- ・本の紹介・案内などを作成し配布します。
- ・特集コーナー・特別展示などを通じて、子どもと本との出会いづくりをします。
- ・乳児健診時にブックスタート事業を実施し、乳児期から親子で本に親しむ環境 づくりをします。また、実施後のフォローアップに努めます。
- ・ホームページのコンテンツ整備、オンライン蔵書目録(OPAC)やオンライン予約機能、子どもたちが利用できるインターネット接続コンピューターの拡充など、社会における情報化の急速な進展に対応できる図書館機能の充実に努めます。
- ・障害のある子どもたちが豊かな読書活動を体験できるよう、点字図書や録音図書、 大活字本などの整備に努めます。また、知的障害、身体的障害など障害の種類 や程度に応じた選書や、ユニバーサルデザイン化など環境の整備を図ります。
- ・岡山県立図書館が運用する資料搬送システムをはじめとする図書館間ネットワークの活用による資料と情報の提供に努めます。また、団体貸出や保育園・幼稚園・学校・チャイルドホーム・つどいの広場「ちゅくしんぼ」・なぎ放課後児童クラブなどへの定期配本をはじめとする町内の資料搬送ネットワークの整備を通じて、日常的に来館困難な子どもたちへのサービスに努めます。
- ・司書が学校を訪問したり、児童生徒が図書館を訪問したりすることによって行われる、読み聞かせやストーリーテリング、本の紹介等を通じて、子どもたちの読書活動を支援します。
- ・町内の学校・施設・子どもの読書活動に関わる団体などを対象にした定期配本・ 団体貸出を行います。
- ・町内の学校や子どもの読書活動に関わる団体などと相互の連携を図りながら事業を実施します。
- ・読書活動推進のための講座を開催します。
- ・研修・研究への参加等を通じて司書の資質向上に努めます。
- ・一日図書館員などの体験事業を通じて、図書館や本に対する興味・関心を喚起 します。

※ブックトーク:本への興味を引き出すような工夫を凝らしながら、複数の聞き手に対して本の紹介を行うこと。

(2) 学校図書館等の整備・充実

<現状と課題>

読書活動の充実は、児童生徒が確かな学力を身につけ、豊かな人間関係を構築するための基盤となる言葉の力を育むことにつながります。

学校図書館は、児童生徒の自由な読書活動や読書指導の場として、想像力を培い 学習に対する興味・関心等を呼び起こし豊かな心を育む「読書センター」としての 機能と、児童生徒の自発的、主体的な学習活動を支援し、教育課程の展開に寄与す る「学習情報センター」としての機能を果たし、学校教育の中核的な役割を担うこ とが期待されています。

特に学校教育においては、さまざまな体験活動をとおして、児童生徒が自ら考え、 主体的に判断し、行動できる資質や能力などの「生きる力」を育むことが求められ ており、学校図書館には、様々な学習活動を支援する機能を果たす役割が期待され ています。

国は、学校図書館の図書資料の整備・充実が図られていないとの調査結果から、 平成18年度に学校図書館図書標準を達成するための新たな「学校図書館図書整備 5か年計画」を策定し、平成19年度からの5か年で総額1,000億円の地方交付 税措置が講じられています。

今後、子どもの「生きる力」の育成に向け、より一層の図書資料の計画的整備、施設・ 設備の整備・充実及び情報化の推進が課題となっています。

また、司書教諭は学級担任等の教職員と連携し、学校図書館資料の選択・収集・ 提供や子どもの読書活動に対する指導等を行うなど、学校図書館の運営・活用について中心的な役割を担うものであり、その配置の促進を図ることが課題となっています。

さらに、学校図書館を活用した学習活動や日々の読書活動の充実を図るためには、司書教諭のみならず、すべての教職員が連携して子どもの学習活動・読書活動を推進するとともに、多様な経験を有する保護者をはじめとする地域の社会人やボラン14

章

C P

a p t

ティア等の協力を得ながら、児童生徒が読書に親しむ態度を育むことが課題となっています。

<取り組み>

- ①学校図書館図書整備5か年計画による図書資料の計画的な整備が図られるよう 努めます。
- ②図書館情報システムの整備や学校図書館の情報化推進に努めます。
- ③司書教諭の配置を促します。
- ④司書教諭をはじめとする学校図書館関係職員が学校図書館の運営に十分な役割を果たすことができるよう、役割等に関する校内での理解を図るとともに、教職員の協力体制の確立や校務分掌上の配慮等を促します。
- ⑤校内研修や研究会などを通じ、子どもの読書活動に関する教職員間の連携を促します。
- ⑥児童生徒に対する読み聞かせやストーリーテリング、ブックトーク活動、学校 図書館に関する広報活動などに努めます。
- ⑦保育園や幼稚園において、子どもが絵本などに親しむ機会を確保する観点から、 安心して図書にふれることができるスペースの確保を促します。
- ⑧保育園や幼稚園において、図書の整備を図るよう努めます。
- ⑨図書館等の協力を得て、より一層、発達段階に応じた図書が提供されるよう努めます。

※国際子ども図書館:平成12年に国立国会図書館の支部図書館として設立された、 日本初の国立の児童書専門図書館。

※学校図書館図書標準:公立の義務教育諸学校において、学校図書館の図書の整備 を図る際の目標として、学校規模に応じた標準冊数を定めたもの。

※学校図書館図書整備5か年計画:公立義務教育諸学校について、学校図書館図書を整備するための経費として平成19年度からの5年間で毎年200億円、総額1,000億円の地方交付税措置が講じられることとされている。

15

(3) 図書館間の連携・協力等の推進

<現状と課題>

町立図書館では、児童書約19,000冊を含む70,000冊超の豊富な蔵書を活用して、保育園・幼稚園・学校図書館等への団体貸出及び定期配本を実施しています。

また、インターネットでオンライン蔵書目録を公開しており、家庭にいながら蔵 書の検索・予約を行えます。

しかしながら、児童書だけでも年間 4,000点といわれる新刊書が発行され、その多くが出版後間もなく品切れ・絶版等の理由で入手困難になる状況を考えるとき、自館の蔵書だけでは子どもたちの幅広い興味と関心に対応しきれない現状にあります。

絶版等により入手困難なものについては、岡山県図書館間相互貸借システムをは じめとする図書館間ネットワークを活用しながら、資料の収集・提供に努めていく 必要があります。

子どもの読書活動を一層推進していくためには、県立図書館、市町村立図書館、 学校図書館、さらには大学図書館や国際子ども図書館も含め、図書館同士が連携・ 協力していくことが大切です。

<取り組み>

- ①町立図書館と学校図書館は、子どもの読書活動を推進するため、相互の連携・協力を図ります。
- ②町立図書館は、学校等に対して図書の団体貸出及び定期配本を実施します。
- ③岡山県図書館間相互貸借システムをはじめとする図書館間ネットワークを活用 した資料の確保と提供に努めます。
- ④町立図書館は、県立図書館、市町村立図書館、学校図書館、大学図書館、国際 子ども図書館などの子どもの読書活動に関わる図書館との連携・協力に努めま す。
- ⑤教師・児童生徒の調べ学習や調査相談を支援します。
- ⑥町立図書館司書と司書教諭等学校図書館関係職員相互の情報交換に努めます。

2

h a

p t

- 3. 子どもの読書活動推進体制の整備及び啓発広報等
 - (1) 奈義町における子どもの読書活動推進体制の整備

<現状と課題>

「奈義町子ども読書活動推進計画」の策定に伴い、図書館、保育園、幼稚園、学校、公民館、福祉施設などを含めた広範な推進体制を整備する必要があります。

<取り組み>

- ・図書館、保育園、幼稚園、学校、公民館、福祉施設などを含めた広範な推進体制をつくり計画の推進に努めます。
- ・岡山県における子ども読書活動の推進拠点として、岡山県立図書館の整備・充 実を求めていきます。
- ・岡山県公共図書館協議会、岡山県図書館協会などを通じて県内図書館間の相互 協力に関するネットワークづくりに努めます。

(2) 読書関連団体等との連携・協力の促進

<現状と課題>

奈義町内で活動している読書グループなどの個人や民間団体が相互に連携・協力を図ることは、それぞれの団体の活動内容に広がりを与え、お互いに連携することで子どもの読書活動の推進に大きな力を生み出します。

それらの個人や民間団体等の把握に努め、読書ネットワークの構築を支援することが課題になります。

<取り組み>

- ・読書活動に関わる個人や民間団体等の把握に努めます。
- ・情報の交換、収集、発信を行い、連携・協力の促進を図ります。

(3)「子ども読書の日」を中心にした啓発広報

<現状と課題>

「子ども読書の日」(4月23日)は、「子どもの読書活動の推進に関する法律」において、広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるために定められ、地方公共団体は、その趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならないこととされています。

奈義町では「広報なぎ」や有線放送、ホームページなどの媒体を用い、町立図書館で実施する子ども読書の日の行事や、県が実施するシンポジウムやフォーラムの紹介など、啓発広報を図ります。

<取り組み>

- •「子ども読書の日」や「子どもの読書週間」、「秋の読書週間」を中心に、その趣旨にふさわしい行事を実施します。
- ・学校、図書館、子どもの読書活動の推進に取り組む民間団体と連携を図りなが ら啓発広報を推進します。

(4) 各種情報の収集・提供

<現状と課題>

現在、奈義町内には子どもの文化活動や読書活動に関する活動を実施している個人や団体があります。今後は学校、図書館、民間団体などにおける様々な取り組みに関して情報を収集し活用していくことが求められます。

また、図書館においては、地域住民などの関係者に対して、運営状況や子どもの 読書活動の推進に関する取り組み状況など、各種情報の提供に努める必要がありま す。

<取り組み>

①学校、図書館、地域で活躍する個人や団体の把握に努めます。

 $\mathsf{C}\mathsf{h}$

- ②情報等の提供と交換に努めます。
- ③文部科学省が運用する「子ども読書活動推進ホームページ」や岡山県が運用する「岡山県の子ども読書活動の推進ホームページ」など、子ども読書活動推進に関するサイトへのリンク情報などを提供します。

4. 財政上の措置

奈義町は、図書館資料の計画的整備をはじめとする本計画に掲げられた各種施策 を実施するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めます。

- ・事業費(図書館資料の整備、講座の実施等)
- ・施設・設備費(事業に必要な施設・設備の整備及び維持・管理等)
- ・人件費(人員の配置及び養成のための研修等)
- ・上記の他、施策の実施に必要な経費

参考資料

※参考資料1:

子どもの読書活動の推進に関する法律

(平成十三年十二月十二日法律第百五十四号)

(目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども(おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。)の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、子どもの 読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の青務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する 責務を有する。

(事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に 努めるものとする。 (保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

- 第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進 を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画(以下「子ども読書 活動推進基本計画」という。)を策定しなければならない。
- 2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国 会に報告するとともに、公表しなければならない。
- 3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

- 第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都 道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県におけ る子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「都道府県子ども 読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。
- 2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画(都道府県子ども読書活動推進計画が 策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活 動推進計画)を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推 進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策 についての計画(以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよ う努めなければならない。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。
- 4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

- 第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。
- 2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。
- 3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

※参考資料2:

文字·活字文化振興法

(平成十七年七月二十九日法律第九十一号)

(目的)

第一条 この法律は、文字・活字文化が、人類が長い歴史の中で蓄積してきた知識 及び知恵の継承及び向上、豊かな人間性の涵養並びに健全な民主主義の発達に欠 くことのできないものであることにかんがみ、文字・活字文化の振興に関する基 本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、文字・ 活字文化の振興に関する必要な事項を定めることにより、我が国における文字・ 活字文化の振興に関する施策の総合的な推進を図り、もって知的で心豊かな国民 生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「文字・活字文化」とは、活字その他の文字を用いて表現されたもの(以下この条において「文章」という。)を読み、及び書くことを中心として行われる精神的な活動、出版活動その他の文章を人に提供するための活動がに出版物その他のこれらの活動の文化的所産をいう。

(基本理念)

- 第三条 文字・活字文化の振興に関する施策の推進は、すべての国民が、その自主性を尊重されつつ、生涯にわたり、地域、学校、家庭その他の様々な場において、居住する地域、身体的な条件その他の要因にかかわらず、等しく豊かな文字・活字文化の恵沢を享受できる環境を整備することを旨として、行われなければならない。
- 2 文字・活字文化の振興に当たっては、国語が日本文化の基盤であることに十分 配慮されなければならない。
- 3 学校教育においては、すべての国民が文字・活字文化の恵沢を享受することができるようにするため、その教育の課程の全体を通じて、読む力及び書く力並びにこれらの力を基礎とする言語に関する能力(以下「言語力」という。)の涵養に十分配慮されなければならない。

参考資料

(国の責務)

第四条 国は、前条の基本理念(次条において「基本理念」という。)にのっとり、文字・ 活字文化の振興に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、文字・活字文化の振興に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(関係機関等との連携強化)

第六条 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の振興に関する施策が円滑に実施されるよう、図書館、教育機関その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(地域における文字・活字文化の振興)

- 第七条 市町村は、図書館奉仕に対する住民の需要に適切に対応できるようにする ため、必要な数の公立図書館を設置し、及び適切に配置するよう努めるものとする。
- 2 国及び地方公共団体は、公立図書館が住民に対して適切な図書館奉仕を提供することができるよう、司書の充実等の人的体制の整備、図書館資料の充実、情報化の推進等の物的条件の整備その他の公立図書館の運営の改善及び向上のために必要な施策を講ずるものとする。
- 3 国及び地方公共団体は、大学その他の教育機関が行う図書館の一般公衆への開放、文字・活字文化に係る公開講座の開設その他の地域における文字・活字文化の振興に貢献する活動を促進するため、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。
- 4 前三項に定めるもののほか、国及び地方公共団体は、地域における文字・活字 文化の振興を図るため、文字・活字文化の振興に資する活動を行う民間団体の支 援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(学校教育における言語力の涵養)

第八条 国及び地方公共団体は、学校教育において言語力の涵養が十分に図られるよう、効果的な手法の普及その他の教育方法の改善のために必要な施策を講ずるとともに、教育職員の養成及び研修の内容の充実その他のその資質の向上のために必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、学校教育における言語力の涵養に資する環境の整備充実を図るため、司書教諭及び学校図書館に関する業務を担当するその他の職員の充実等の人的体制の整備、学校図書館の図書館資料の充実及び情報化の推進等の物的条件の整備等に関し必要な施策を講ずるものとする。

(文字・活字文化の国際交流)

第九条 国は、できる限り多様な国の文字・活字文化が国民に提供されるようにするとともに我が国の文字・活字文化の海外への発信を促進するため、我が国においてその文化が広く知られていない外国の出版物の日本語への翻訳の支援、日本語の出版物の外国語への翻訳の支援その他の文字・活字文化の国際交流を促進するために必要な施策を講ずるものとする。

(学術的出版物の普及)

第十条 国は、学術的出版物の普及が一般に困難であることにかんがみ、学術研究 の成果についての出版の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文字・活字文化の日)

- 第十一条 国民の間に広く文字・活字文化についての関心と理解を深めるようにするため、文字・活字文化の日を設ける。
- 2 文字・活字文化の日は、十月二十七日とする。
- 3 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の日には、その趣旨にふさわしい行事 が実施されるよう努めるものとする。

(財政上の措置等)

第十二条 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の振興に関する施策を実施する ため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

※参考資料3:

図書館法

(昭和二十五年四月三十日法律第百十八号)

最終改正:平成二〇年六月一一日法律第五九号 (最終改正までの未施行法令) 平成二十年六月十一日法律第五十九号

第一章 総則

(この法律の目的)

第一条 この法律は、社会教育法(昭和二十四年法律第二百七号)の精神に基き、 図書館の設置及び運営に関して必要な事項を定め、その健全な発達を図り、もっ て国民の教育と文化の発展に寄与することを目的とする。

(定義)

- 第二条 この法律において「図書館」とは、図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設で、地方公共団体、日本赤十字社又は一般社団法人若しくは一般財団法人が設置するもの(学校に附属する図書館又は図書室を除く。)をいう。
- 2 前項の図書館のうち、地方公共団体の設置する図書館を公立図書館といい、日本赤十字社又は一般社団法人若しくは一般財団法人の設置する図書館を私立図書館という。

(図書館奉仕)

- 第三条 図書館は、図書館奉仕のため、土地の事情及び一般公衆の希望に沿い、更に学校教育を援助し、及び家庭教育の向上に資することとなるように留意し、おおむね次に掲げる事項の実施に努めなければならない。
 - 一 郷土資料、地方行政資料、美術品、レコード及びフィルムの収集にも十分留意して、図書、記録、視聴覚教育の資料その他必要な資料(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で

作られた記録をいう。)を含む。以下「図書館資料」という。)を収集し、一般 公衆の利用に供すること。

- 二 図書館資料の分類排列を適切にし、及びその目録を整備すること。
- 三 図書館の職員が図書館資料について十分な知識を持ち、その利用のための相談に応ずるようにすること。
- 四 他の図書館、国立国会図書館、地方公共団体の議会に附置する図書室及び学校に附属する図書館又は図書室と緊密に連絡し、協力し、図書館資料の相互貸借を行うこと。
- 五 分館、閲覧所、配本所等を設置し、及び自動車文庫、貸出文庫の巡回を行うこと。
- 六 読書会、研究会、鑑賞会、映写会、資料展示会等を主催し、及びこれらの開催を奨励すること。
- 七 時事に関する情報及び参考資料を紹介し、及び提供すること。
- 八 社会教育における学習の機会を利用して行った学習の成果を活用して行う教育活動その他の活動の機会を提供し、及びその提供を奨励すること。
- 九 学校、博物館、公民館、研究所等と緊密に連絡し、協力すること。

(司書及び司書補)

第四条 図書館に置かれる専門的職員を司書及び司書補と称する。

- 2 司書は、図書館の専門的事務に従事する。
- 3 司書補は、司書の職務を助ける。

(司書及び司書補の資格)

第五条 次の各号のいずれかに該当する者は、司書となる資格を有する。

- 一 大学又は高等専門学校を卒業した者で次条の規定による司書の講習を修了したもの
- 二 大学を卒業した者で大学において図書館に関する科目を履修したもの
- 三 次に掲げる職にあつた期間が通算して三年以上になる者で次条の規定による 司書の講習を修了したもの

イ 司書補の職

- ロ 国立国会図書館又は大学若しくは高等専門学校の附属図書館における職で 司書補の職に相当するもの
- ハ ロに掲げるもののほか、官公署、学校又は社会教育施設における職で社会 教育主事、学芸員その他の司書補の職と同等以上の職として文部科学大臣が 指定するもの

- 2 次の各号のいずれかに該当する者は、司書補となる資格を有する。
 - 一 司書の資格を有する者
 - 二 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第九十条第一項の規定により大学に入学することのできる者で次条の規定による司書補の講習を修了したもの

(司書及び司書補の講習)

第六条 司書及び司書補の講習は、大学が、文部科学大臣の委嘱を受けて行う。

2 司書及び司書補の講習に関し、履修すべき科目、単位その他必要な事項は、文 部科学省令で定める。ただし、その履修すべき単位数は、十五単位を下ることが できない。

(司書及び司書補の研修)

第七条 文部科学大臣及び都道府県の教育委員会は、司書及び司書補に対し、その 資質の向上のために必要な研修を行うよう努めるものとする。

(設置及び運営上望ましい基準)

第七条の二 文部科学大臣は、図書館の健全な発達を図るために、図書館の設置及 び運営上望ましい基準を定め、これを公表するものとする。

(運営の状況に関する評価等)

第七条の三 図書館は、当該図書館の運営の状況について評価を行うとともに、その結果に基づき図書館の運営の改善を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(運営の状況に関する情報の提供)

第七条の四 図書館は、当該図書館の図書館奉仕に関する地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するため、当該図書館の運営の状況に関する情報を積極的に提供するよう努めなければならない。

(協力の依頼)

第八条 都道府県の教育委員会は、当該都道府県内の図書館奉仕を促進するために、 市(特別区を含む。以下同じ。)町村の教育委員会に対し、総合目録の作製、貸出 文庫の巡回、図書館資料の相互貸借等に関して協力を求めることができる。 (公の出版物の収集)

- 第九条 政府は、都道府県の設置する図書館に対し、官報その他一般公衆に対する 広報の用に供せられる独立行政法人国立印刷局の刊行物を二部提供するものとす る。
- 2 国及び地方公共団体の機関は、公立図書館の求めに応じ、これに対して、それ ぞれの発行する刊行物その他の資料を無償で提供することができる。

第二章 公立図書館

(設置)

第十条 公立図書館の設置に関する事項は、当該図書館を設置する地方公共団体の 条例で定めなければならない。

第十一条 削除

第十二条 削除

(職員)

- 第十三条 公立図書館に館長並びに当該図書館を設置する地方公共団体の教育委員会が必要と認める専門的職員、事務職員及び技術職員を置く。
- 2 館長は、館務を掌理し、所属職員を監督して、図書館奉仕の機能の達成に努めなければならない。

(図書館協議会)

- 第十四条 公立図書館に図書館協議会を置くことができる。
- 2 図書館協議会は、図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき、館長に対して意見を述べる機関とする。
- 第十五条 図書館協議会の委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、教育委員会が任命する。
- 第十六条 図書館協議会の設置、その委員の定数、任期その他必要な事項については、 当該図書館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。

(入館料等)

第十七条 公立図書館は、入館料その他図書館資料の利用に対するいかなる対価を も徴収してはならない。

第十八条 削除

第十九条 削除

(図書館の補助)

- 第二十条 国は、図書館を設置する地方公共団体に対し、予算の範囲内において、 図書館の施設、設備に要する経費その他必要な経費の一部を補助することができ る。
- 2 前項の補助金の交付に関し必要な事項は、政令で定める。

第二十一条 削除

第二十二条 削除

- 第二十三条 国は、第二十条の規定による補助金の交付をした場合において、左の 各号の一に該当するときは、当該年度におけるその後の補助金の交付をやめると ともに、既に交付した当該年度の補助金を返還させなければならない。
 - 一 図書館がこの法律の規定に違反したとき。
 - 二 地方公共団体が補助金の交付の条件に違反したとき。
 - 三 地方公共団体が虚偽の方法で補助金の交付を受けたとき。

第三章 私立図書館

第二十四条 削除

(都道府県の教育委員会との関係)

- 第二十五条 都道府県の教育委員会は、私立図書館に対し、指導資料の作製及び調 査研究のために必要な報告を求めることができる。
- 2 都道府県の教育委員会は、私立図書館に対し、その求めに応じて、私立図書館の設置及び運営に関して、専門的、技術的の指導又は助言を与えることができる。

(国及び地方公共団体との関係)

- 第二十六条 国及び地方公共団体は、私立図書館の事業に干渉を加え、又は図書館 を設置する法人に対し、補助金を交付してはならない。
- 第二十七条 国及び地方公共団体は、私立図書館に対し、その求めに応じて、必要 な物資の確保につき、援助を与えることができる。

(入館料等)

第二十八条 私立図書館は、入館料その他図書館資料の利用に対する対価を徴収することができる。

(図書館同種施設)

- 第二十九条 図書館と同種の施設は、何人もこれを設置することができる。
- 2 第二十五条第二項の規定は、前項の施設について準用する。

附 則 抄

- 1 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。但し、第 十七条の規定は、昭和二十六年四月一日から施行する。
- 2 図書館令(昭和八年勅令第百七十五号)、公立図書館職員令(昭和八年勅令第百七十六号)及び公立図書館司書検定試験規程(昭和十一年文部省令第十八号)は、廃止する。
- 4 この法律施行の際、現に公立図書館、旧図書館令第四条若しくは第五条の規定により設置された図書館、国立国会図書館又は学校に附属する図書館において館長若しくは司書又は司書補の職務に相当する職務に従事する職員(大学以外の学校に附属する図書館の職員にあっては、教育職員免許法(昭和二十四年法律第百四十七号)第四条に規定する普通免許状若しくは仮免許状を有する者又は教育職員免許法施行法(昭和二十四年法律第百四十八号)第一条の規定により普通免許状若しくは仮免許状を有するものとみなされる者に限る。)は、第五条の規定にかかわらず、この法律施行後五年間は、それぞれ司書又は司書補となる資格を有するものとする。
- 5 この法律施行の際、現に公立図書館又は私立図書館において館長、司書又は司書補の職務に相当する職務に従事する職員は、別に辞令を発せられない限り、それぞれ館長、司書又は司書補となったものとする。

- 6 第四項の規定により司書又は司書補となる資格を有する者は、この法律施行後 五年間に第六条の規定による司書又は司書補の講習を受けた場合においては、こ の法律施行後五年を経過した日以後においても、第五条の規定にかかわらず、司 書又は司書補となる資格を有するものとする。但し、第四項の規定により司書補 となる資格を有する者(大学を卒業した者を除く。)が司書の講習を受けた場合に おいては、第五条第一項第三号の規定の適用があるものとする。
- 7 旧図書館職員養成所を卒業した者は、第五条の規定にかかわらず、司書となる 資格を有するものとする。
- 8 旧国立図書館附属図書館職員養成所又は旧文部省図書館講習所を卒業した者及び旧公立図書館司書検定試験規程による検定試験に合格した者は、第六条の規定による司書の講習を受けた場合においては、第五条の規定にかかわらず、司書となる資格を有するものとする。
- 10 第五条第一項並びに附則第四項及び第六項の大学には、旧大学令(大正七年 勅令第三百八十八号)、旧高等学校令(大正七年勅令第三百八十九号)、旧専門学 校令(明治三十六年勅令第六十一号)又は旧教員養成諸学校官制(昭和二十一年 勅令第二百八号)の規定による大学、大学予科、高等学校高等科、専門学校及び 教員養成諸学校並びに文部科学省令で定めるこれらの学校に準ずる学校を含み、第五条第二項第二号に規定する学校教育法第九十条第一項の規定により大学に入 学することのできる者には、旧中等学校令(昭和十八年勅令第三十六号)、旧高等 学校令若しくは旧青年学校令(昭和十四年勅令第二百五十四号)の規定による中 等学校、高等学校尋常科若しくは青年学校本科又は文部科学省令で定めるこれら の学校に準ずる学校を卒業し、又は修了した者を含むものとする。
- 11 この法律施行の際、現に市町村の設置する図書館に勤務する職員で地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)施行の際官吏であつたものは、別に辞令を発せられない限り、当該図書館を設置する市町村の職員に任命されたものとする。

附 則 (昭和二七年六月一二日法律第一八五号) この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和二七年七月三一日法律第二七○号) 抄 この法律は、昭和二十七年八月一日から施行する。 附 則 (昭和二七年八月一四日法律第三○五号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、附則第六項及び附則第十六項から附則第二十六項までの規定を除32

き、公布の日から施行し、附則第六項及び附則第十六項から附則第二十六項までの規定は、公布の日から起算して六箇月をこえない期間内において政令で定める日から施行する。

附 則 (昭和三一年六月一二日法律第一四八号) 抄

1 この法律は、地方自治法の一部を改正する法律(昭和三十一年法律第百四十七号) の施行の日から施行する。

附 則 (昭和三一年六月三〇日法律第一六三号) 抄 (施行期日)

1 この法律は、昭和三十一年十月一日から施行する。ただし、第一条中地方自治法第二十条、第百二十一条及び附則第六条の改正規定、第二条、第四条中教育公務員特例法第十六条、第十七条及び第二十一条の四の改正規定、第五条中文部省設置法第五条第一項第十九号の次に二号を加える改正規定中第十九号の三に係る部分及び第八条の改正規定、第七条、第十五条、第十六条及び第十七条中教育職員免許法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理に関する法律附則第三項及び第四項の改正規定(附則第五項の改正規定中教育長又は指導主事に係る部分を含む。)並びに附則第六項から第九項までの規定は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)附則第一条に規定する教育委員会の設置関係規定の施行の日から施行する。

附 則 (昭和三四年四月三〇日法律第一五八号) 抄 (施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和三六年六月一七日法律第一四五号) 抄 この法律は、学校教育法の一部を改正する法律(昭和三十六年法律第百四十四号) の施行の日から施行する。

附 則 (昭和三七年五月一五日法律第一三三号) 抄 (施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和四〇年三月三一日法律第一五号) 抄 1 この法律は、昭和四十年四月一日から施行する。

附 則 (昭和四二年八月一日法律第一二〇号) 抄 (施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和六〇年七月一二日法律第九〇号) 抄 (施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一〇年六月一二日法律第一〇一号) 抄 (施行期日)

第一条 この法律は、平成十一年四月一日から施行する。

附 則 (平成一一年七月一六日法律第八七号) 抄 (施行期日)

- 第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - 一 第一条中地方自治法第二百五十条の次に五条、節名並びに二款及び款名を加える改正規定(同法第二百五十条の九第一項に係る部分(両議院の同意を得ることに係る部分に限る。)、に限る。)、第四十条中自然公園法附則第九項及び第十項の改正規定(同法附則第十項に係る部分に限る。)、第二百四十四条の規定(農業改良助長法第十四条の三の改正規定に係る部分を除く。)並びに第四百七十二条の規定(市町村の合併の特例に関する法律第六条、第八条及び第十七条の改正規定に係る部分を除く。)並びに附則第七条、第十条、第十二条、第五十九条ただし書、第六十条第四項及び第五項、第七十三条、第七十七条、第百五十七条第四項から第六項まで、第百六十条、第百六十三条、第百六十四条並びに第二百二条の規定公布の日

(国等の事務)

第百五十九条 この法律による改正前のそれぞれの法律に規定するもののほか、この法律の施行前において、地方公共団体の機関が法律又はこれに基づく政令に34

より管理し又は執行する国、他の地方公共団体その他公共団体の事務(附則第百六十一条において「国等の事務」という。)は、この法律の施行後は、地方公共団体が法律又はこれに基づく政令により当該地方公共団体の事務として処理するものとする。

(処分、申請等に関する経過措置)

- 第百六十条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び附則第百六十三条において同じ。)の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為(以下この条において「処分等の行為」という。)又はこの法律の施行の際現に改正前のそれぞれの法律の規定によりされている許可等の申請その他の行為(以下この条において「申請等の行為」という。)で、この法律の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。)の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。
- 2 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により国又は地方公共団体の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の目前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、これを、改正後のそれぞれの法律の相当規定により国又は地方公共団体の相当の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

(不服申立てに関する経過措置)

- 第百六十一条 施行日前にされた国等の事務に係る処分であって、当該処分をした 行政庁(以下この条において「処分庁」という。)に施行日前に行政不服審査法に 規定する上級行政庁(以下この条において「上級行政庁」という。)があったもの についての同法による不服申立てについては、施行日以後においても、当該処分 庁に引き続き上級行政庁があるものとみなして、行政不服審査法の規定を適用す る。この場合において、当該処分庁の上級行政庁とみなされる行政庁は、施行日 前に当該処分庁の上級行政庁であった行政庁とする。
- 2 前項の場合において、上級行政庁とみなされる行政庁が地方公共団体の機関で

あるときは、当該機関が行政不服審査法の規定により処理することとされる事務は、新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(手数料に関する経過措置)

第百六十二条 施行目前においてこの法律による改正前のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。)の規定により納付すべきであった手数料については、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第百六十三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお 従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

- 第百六十四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。
- 2 附則第十八条、第五十一条及び第百八十四条の規定の適用に関して必要な事項は、政令で定める。

(検討)

- 第二百五十条 新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務に ついては、できる限り新たに設けることのないようにするとともに、新地方自治 法別表第一に掲げるもの及び新地方自治法に基づく政令に示すものについては、 地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行うものとする。
- 第二百五十一条 政府は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保の方途について、経済情勢の推移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。
- 第二百五十二条 政府は、医療保険制度、年金制度等の改革に伴い、社会保険の事務処理の体制、これに従事する職員の在り方等について、被保険者等の利便性の確保、事務処理の効率化等の視点に立って、検討し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則 (平成一一年一二月二二日法律第一六〇号) 抄 (施行期日)

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。

附 則 (平成一四年五月一〇日法律第四一号) 抄 (施行期日)

第一条 この法律は、平成十五年四月一日から施行する。ただし、第二十一条並び に附則第四条及び第二十二条の規定は、公布の日から施行する。

(その他の経過措置の政令への委任)

第二十二条 附則第二条から第四条まで、第六条、第七条、第十条、第十二条、第 十五条から第十七条まで及び第十九条に定めるもののほか、印刷局の設立に伴い 必要な経過措置その他この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成一八年六月二日法律第五〇号) 抄 (施行期日)

1 この法律は、一般社団・財団法人法の施行の日から施行する。

(調整規定)

- 2 犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第 号)の施行の日が施行日後となる場合には、施行日から同法の施行の日の前日までの間における組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律(平成十一年法律第百三十六号。次項において「組織的犯罪処罰法」という。)別表第六十二号の規定の適用については、同号中「中間法人法(平成十三年法律第四十九号)第百五十七条(理事等の特別背任)の罪」とあるのは、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成十八年法律第四十八号)第三百三十四条(理事等の特別背任)の罪」とする。
- 3 前項に規定するもののほか、同項の場合において、犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律の施行の日の前日までの間における組織的犯罪処罰法の規定の適用については、第四百十七条の規定によりなお従前の例によることとされている場合における旧中間法人法第百五十七条(理事等の特別背任)の罪は、組織的犯罪処罰法別表第六十二号に掲げる罪とみなす。

附 則 (平成一九年六月二七日法律第九六号) 抄 (施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で 定める日から施行する。

附 則 (平成二〇年六月一一日法律第五九号) 抄 (施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二条中図書館法第五条第一項 第二号を削る改正規定及び同項第一号を同項第二号とし、同項に第一号として一 号を加える改正規定並びに附則第三項及び第四項の規定は、平成二十二年四月一 日から施行する。

(図書館法の一部改正に伴う経過措置)

- 3 附則第一項ただし書に規定する規定の施行の日前に第二条の規定による改正前の図書館法第五条第一項第二号に規定する図書館に関する科目のすべてを履修した者の司書となる資格については、なお従前の例による。
- 4 附則第一項ただし書に規定する規定の施行の日前から引き続き大学に在学し、 当該大学において図書館に関する科目を履修する者の司書となる資格に関し必要 な経過措置は、文部科学省令で定める。

※参考資料4:

公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準について

文部科学省告示第 132 号

図書館法(昭和25年法律第118号)第18条の規定に基づき、公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準を次のように定め、平成13年7月18日から施行する。

平成13年7月18日 文部科学大臣 遠山 敦子

目 次

- 1 総則
 - (1) 趣旨
 - (2) 設置
 - (3) 図書館サービスの計画的実施及び自己評価等
 - (4) 資料及び情報の収集、提供等
 - (5)他の図書館及びその他関係機関との連携・協力
 - (6) 職員の資質・能力の向上等
- 2 市町村立図書館
 - (1) 運営の基本
 - (2) 資料の収集、提供等
 - (3) レファレンス・サービス等
 - (4) 利用者に応じた図書館サービス
 - (5) 多様な学習機会の提供
 - (6) ボランティアの参加の促進
 - (7) 広報及び情報公開
 - (8) 職員
 - (9) 開館日時等
 - (10) 図書館協議会
 - (11) 施設・設備

- 3 都道府県立図書館
 - (1) 運営の基本
 - (2) 市町村立図書館への援助
 - (3) 都道府県立図書館と市町村立図書館とのネットワーク
 - (4) 図書館間の連絡調整等
 - (5)調査・研究開発
 - (6)資料の収集、提供等
 - (7) 職員
 - (8) 施設・設備
 - (9) 準用

1 総則

(1) 趣旨

- ① この基準は、図書館法(昭和25年法律第118号)第18条に基づく公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準であり、もって公立図書館の健全な発展に資することを目的とする。
- ② 公立図書館の設置者は、この基準に基づき、同法第3条に掲げる事項などの図書館サービスの実施に努めなければならない。

(2) 設置

- ① 都道府県は、都道府県立図書館の拡充に努め、住民に対し適切な図書館サービスを行うとともに、図書館未設置の町村が多く存在することも踏まえ、当該都道府県内の図書館サービスの全体的な進展を図る観点に立って、市(特別区を含む。以下同じ。)町村立図書館の設置及び運営に対する指導・助言等を計画的に行うものとする。
- ② 市町村は、住民に対して適切な図書館サービスを行うことができるよう、 公立図書館の設置(適切な図書館サービスを確保できる場合には、地域の実 情により、複数の市町村により共同で設置することを含む。)に努めるととも に、住民の生活圏、図書館の利用圏等を十分に考慮し、必要に応じ分館等の 設置や移動図 書館の活用により、当該市町村の全域サービス網の整備に努め るものとする。

③ 公立図書館の設置に当たっては、サービス対象地域の人口分布と人口構成、面積、地形、交通網等を勘案して、適切な位置及び必要な図書館施設の床面積、蔵書収蔵能力、職員数等を確保するよう努めるものとする。

(3) 図書館サービスの計画的実施及び自己評価等

- ① 公立図書館は、そのサービスの水準の向上を図り、当該図書館の目的及び 社会的使命を達成するため、その図書館サービスについて、各々適切な「指標」 を選定するとともに、これらに係る「数値目標」を設定し、その達成に向け て計画的にこれを行うよう努めなければならない。
- ② 公立図書館は、各年度の図書館サービスの状況について、図書館協議会の協力を得つつ、前項の「数値目標」の達成状況等に関し自ら点検及び評価を行うとともに、その結果を住民に公表するよう努めなければならない。

(4) 資料及び情報の収集、提供等

- ① 資料及び情報の収集に当たっては、住民の学習活動等を適切に援助するため、住民の高度化・多様化する要求に十分配慮するものとする。
- ② 資料及び情報の整理、保存及び提供に当たっては、広く住民の利用に供するため、情報処理機能の向上を図り、有効かつ迅速なサービスを行うことができる体制を整えるよう努めるものとする。
- ③ 地方公共団体の政策決定や行政事務に必要な資料及び情報を積極的に収集し、的確に提供するよう努めるものとする。
- ④ 都道府県立図書館と市町村立図書館は、それぞれの図書館の役割や地域の 特色を踏まえつつ、資料及び情報の収集、整理、保存及び提供について計画 的に連携・協力を図るものとする。

(5) 他の図書館及びその他関係機関との連携・協力

公立図書館は、資料及び情報の充実に努めるとともに、それぞれの状況に応じ、 高度化・多様化する住民の要求に対応するため、資料や情報の相互利用等の協力活動の積極的な実施に努めるものとする。その際、公立図書館相互の連携(複数の市町村による共同事業を含む。)のみならず、学校図書館、大学図書館等の館種の異なる図書館や公民館、博物館等の社会教育施設、官公署、民間の調査研究施設等との連携にも努めるものとする。

(6) 職員の資質・能力の向上等

- ① 教育委員会及び公立図書館は、館長、専門的職員、事務職員及び技術職員 の資質・能力の向上を図るため、情報化・国際化の進展等に配慮しつつ、継 続的・計画的な研修事業の実施、内容の充実など職員の各種研修機会の拡充 に努めるものとする。
- ② 都道府県教育委員会は、当該都道府県内の公立図書館の職員の資質・能力の向上を図るために、必要な研修の機会を用意するものとし、市町村教育委員会は、当該市町村の所管に属する公立図書館の職員をその研修に参加させるように努めるものとする。
- ③ 教育委員会は、公立図書館における専門的職員の配置の重要性に鑑み、その積極的な採用及び処遇改善に努めるとともに、その資質・能力の向上を図る観点から、計画的に他の公立図書館及び学校、社会教育施設、教育委員会事務局等との人事交流(複数の市町村及び都道府県の機関等との人事交流を含む。)に努めるものとする。

2 市町村立図書館

(1) 運営の基本

市町村立図書館は、住民のために資料や情報の提供等直接的な援助を行う機関として、住民の需要を把握するよう努めるとともに、それに応じ地域の実情に即した運営に努めるものとする。

(2)資料の収集、提供等

- ① 住民の要求に応えるため、新刊図書及び雑誌の迅速な確保並びに他の図書館との連携・協力により図書館の機能を十分発揮できる種類及び量の資料の整備に努めるものとする。また、地域内の郷土資料及び行政資料、新聞の全国紙及び主要な地方紙等多様な資料の整備に努めるものとする。
- ② 多様な種類・内容の視聴覚資料の収集に努めるものとする。
- ③ 電子資料の作成、収集及び提供並びに外部情報の入手に関するサービス等 に努めるものとする。
- ④ 本館、分館、移動図書館等の資料の書誌データの統一的な整備や、インターネット等を活用した正確かつ迅速な検索システムの整備に努めるものとする。また、貸出の充実を図り、予約制度などにより住民の多様な資料要求に的確に応じるよう努めるものとする。

⑤ 資料の提供等に当たっては、複写機やコンピュータ等の情報・通信機器等の利用の拡大に伴い、職員や利用者による著作権等の侵害が発生しないよう、十分な注意を払うものとする。

(3) レファレンス・サービス等

他の図書館等と連携しつつ、電子メール等の通信手段の活用や外部情報の活用にも配慮しながら、住民の求める事項について、資料及び情報の提供又は紹介などを行うレファレンス・サービスの充実・高度化に努めるとともに、地域の状況に応じ、学習機会に関する情報その他の情報の提供を行うレフェラル・サービスの充実にも努めるものとする。

(4) 利用者に応じた図書館サービス

- ① 成人に対するサービスの充実に資するため、科学技術の進展や産業構造・ 労働市場の変化等に的確に対応し、就職・転職、職業能力開発、日常の仕事 等のための資料及び情報の収集・提供に努めるものとする。
- ② 児童・青少年に対するサービスの充実に資するため、必要なスペースを確保するとともに、児童・青少年用図書の収集・提供、児童・青少年の読書活動を推進するための読み聞かせ等の実施、情報通信機器の整備等による新たな図書館サービスの提供、学校等の教育施設との連携の強化等に努めるものとする。
- ③ 高齢者に対するサービスの充実に資するため、高齢者に配慮した構造の施設の整備とともに、大活字本、拡大読書器などの資料や機器・機材の整備・充実に努めるものとする。また、関係機関・団体と連携を図りながら、図書館利用の際の介助、対面朗読、宅配サービス等きめ細かな図書館サービスの提供に努めるものとする。
- ④ 障害者に対するサービスの充実に資するため、障害のある利用者に配慮した構造の施設の整備とともに、点字資料、録音資料、手話や字幕入りの映像資料の整備・充実、資料利用を可能にする機器・機材の整備・充実に努めるものとする。また、関係機関・団体と連携を図りながら手話等による良好なコミュニケーションの確保に努めたり、図書館利用の際の介助、対面朗読、宅配サービス等きめ細かな図書館サービスの提供に努めるものとする。
- ⑤ 地域に在留する外国人等に対するサービスの充実に資するため、外国語資料の収集・提供、利用案内やレファレンス・サービス等に努めるものとする。

(5) 多様な学習機会の提供

- ① 住民の自主的・自発的な学習活動を援助するため、読書会、研究会、鑑賞会、映写会、資料展示会等を主催し、又は他の社会教育施設、学校、民間の関係団体等と共催するなど、多様な学習機会の提供に努めるとともに、学習活動の場の提供、設備や資料の提供などによりその奨励に努めるものとする。
- ② 住民の情報活用能力の向上を支援するため、講座等学習機会の提供に努めるものとする。

(6) ボランティアの参加の促進

国際化、情報化等社会の変化へ対応し、児童・青少年、高齢者、障害者等多様な利用者に対する新たな図書館サービスを展開していくため、必要な知識・技能等を有する者のボランティアとしての参加を一層促進するよう努めるものとする。そのため、希望者に活動の場等に関する情報の提供やボランティアの養成のための研修の実施など諸条件の整備に努めるものとする。なお、その活動の内容については、ボランティアの自発性を尊重しつつ、あらかじめ明確に定めておくことが望ましい。

(7) 広報及び情報公開

住民の図書館に対する理解と関心を高め新たな利用者の拡大を図るため、広報紙等の定期的な刊行やインターネット等を活用した情報発信など、積極的かつ計画的な広報活動及び情報公開に努めるものとする。

(8) 職員

- ① 館長は、図書館の管理運営に必要な知識・経験を有し、図書館の役割及び 任務を自覚して、図書館機能を十分発揮させられるよう不断に努めるものと する。
- ② 館長となる者は、司書となる資格を有する者が望ましい。
- ③ 専門的職員は、資料の収集、整理、保存、提供及び情報サービスその他の専門的業務に従事し、図書館サービスの充実・向上を図るとともに、資料等の提供及び紹介等の住民の高度で多様な要求に適切に応えるよう努めるものとする。
- ④ 図書館には、専門的なサービスを実施するに足る必要な数の専門的職員を確保するものとする。

- ⑤ 専門的職員のほか、必要な数の事務職員又は技術職員を置くものとする。
- ⑥ 専門的分野に係る図書館サービスの向上を図るため、適宜、外部の専門的 知識・技術を有する者の協力を得るよう努めるものとする。

(9) 開館日時等

住民の利用を促進するため、開館日・開館時間の設定にあたっては、地域の 状況や住民の多様な生活時間等に配慮するものとする。また、移動図書館につ いては、適切な周期による運行などに努めるものとする。

(10) 図書館協議会

- ① 図書館協議会を設置し、地域の状況を踏まえ、利用者の声を十分に反映した図書館の運営がなされるよう努めるものとする。
- ② 図書館協議会の委員には、地域の実情に応じ、多様な人材の参画を得るよう努めるものとする。

(11) 施設・設備

本基準に示す図書館サービスの水準を達成するため、開架・閲覧、収蔵、レファレンス・サービス、集会・展示、情報機器、視聴覚機器、事務管理などに必要な施設・設備を確保するよう求めるとともに、また利用者に応じて、児童・青少年、高齢者及び障害者等に対するサービスに必要な施設・設備を確保するよう努めるものとする。

3 都道府県立図書館

(1) 運営の基本

- ① 都道府県立図書館は、住民の需要を広域的かつ総合的に把握して資料及び情報を収集、整理、保存及び提供する立場から、市町村立図書館に対する援助に努めるとともに、都道府県内の図書館間の連絡調整等の推進に努めるものとする。
- ② 都道府県立図書館は、図書館を設置していない市町村の求めに応じて、図書館の設置に関し必要な助言を行うよう努めるものとする。
- ③ 都道府県立図書館は、住民の直接的利用に対応する体制も整備するものとする。

④ 都道府県立図書館は、図書館以外の社会教育施設や学校等とも連携しながら、広域的な観点に立って住民の学習活動を支援する機能の充実に努めるものとする。

(2) 市町村立図書館への援助

市町村立図書館の求めに応じて、次の援助に努めるものとする。

- ア 資料の紹介、提供を行うこと。
- イ情報サービスに関する援助を行うこと。
- ウ 図書館の資料を保存すること。
- エ 図書館運営の相談に応じること。
- オ 図書館の職員の研修に関し援助を行うこと。

(3) 都道府県立図書館と市町村立図書館とのネットワーク

都道府県立図書館は、都道府県内の図書館の状況に応じ、コンピュータ等の情報・通信機器や電子メディア等を利用して、市町村立図書館との間に情報ネットワークを構築し、情報の円滑な流通の確保に努めるとともに、資料の搬送の確保にも努めるものとする。

(4)図書館間の連絡調整等

- ① 都道府県内の図書館の相互協力の促進や振興等に資するため、都道府県内の図書館で構成する団体等を活用して、図書館間の連絡調整に努めるものとする。
- ② 都道府県内の図書館サービスの充実のため、学校図書館、大学図書館、専門図書館、他の都道府県立図書館、国立国会図書館等との連携・協力に努めるものとする。

(5)調査・研究開発

都道府県立図書館は、図書館サービスを効果的・効率的に行うため、調査・研究開発に努めるものとする。特に、図書館に対する住民の要求や図書館運営にかかわる地域の諸条件の調査・分析・把握、各種情報機器の導入を含めた検索機能の強化や効率的な資料の提供など住民の利用促進の方法等の調査・研究開発に努めるものとする。

(6) 資料の収集、提供等

都道府県立図書館は、3の(9)により準用する3の(2)に定める資料の収集、 提供等のほか、次に掲げる事項の実施に努めるものとする。

- ア 市町村立図書館等の要求に十分応えられる資料の整備
- イ 高度化・多様化する図書館サービスに資するための、郷土資料その他の特 定分野に関する資料の目録、索引等の作成、編集及び配布

(7) 職員

都道府県立図書館は、30(9)により準用する20(8)に定める職員のほか、30(2)から(6)までに掲げる機能に必要な職員を確保するよう努めるものとする。

(8) 施設・設備

都道府県立図書館は、3の(9)により準用する2の(11)に定める施設・ 設備のほか、次に掲げる機能に必要な施設・設備を備えるものとする。

- ア研修
- イ 調査・研究開発
- ウ 市町村立図書館の求めに応じた資料保存等

(9) 準用

市町村立図書館に係る2の(2)から(11)までの基準は、都道府県立図書館に準用する。

※参考資料5:

学校図書館法

(昭和二十八年八月八日法律第百八十五号) 最終改正:平成一九年六月二七日法律第九六号

(この法律の目的)

第一条 この法律は、学校図書館が、学校教育において欠くことのできない基礎的 な設備であることにかんがみ、その健全な発達を図り、もって学校教育を充実す ることを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「学校図書館」とは、小学校(特別支援学校の小学部を含む。)、中学校(中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。)及び高等学校(中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。)(以下「学校」という。)において、図書、視覚聴覚教育の資料その他学校教育に必要な資料(以下「図書館資料」という。)を収集し、整理し、及び保存し、これを児童又は生徒及び教員の利用に供することによって、学校の教育課程の展開に寄与するとともに、児童又は生徒の健全な教養を育成することを目的として設けられる学校の設備をいう。

(設置義務)

第三条 学校には、学校図書館を設けなければならない。

(学校図書館の運営)

- 第四条 学校は、おおむね左の各号に掲げるような方法によって、学校図書館を児 童又は生徒及び教員の利用に供するものとする。
 - 一 図書館資料を収集し、児童又は生徒及び教員の利用に供すること。
 - 二 図書館資料の分類排列を適切にし、及びその目録を整備すること。
 - 三 読書会、研究会、鑑賞会、映写会、資料展示会等を行うこと。
 - 四 図書館資料の利用その他学校図書館の利用に関し、児童又は生徒に対し指導を行うこと。

- 五 他の学校の学校図書館、図書館、博物館、公民館等と緊密に連絡し、及び協力すること。
- 2 学校図書館は、その目的を達成するのに支障のない限度において、一般公衆に 利用させることができる。

(司書教諭)

- 第五条 学校には、学校図書館の専門的職務を掌らせるため、司書教諭を置かなければならない。
- 2 前項の司書教諭は、主幹教諭(養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹 教諭を除く。)、指導教諭又は教諭(以下この項において「主幹教諭等」という。) をもって充てる。この場合において、当該主幹教諭等は、司書教諭の講習を修了 した者でなければならない。
- 3 前項に規定する司書教諭の講習は、大学その他の教育機関が文部科学大臣の委嘱を受けて行う。
- 4 前項に規定するものを除くほか、司書教諭の講習に関し、履修すべき科目及び単位その他必要な事項は、文部科学省令で定める。

(設置者の任務)

第六条 学校の設置者は、この法律の目的が十分に達成されるようその設置する学校の学校図書館を整備し、及び充実を図ることに努めなければならない。

(国の任務)

- 第七条 国は、学校図書館を整備し、及びその充実を図るため、左の各号に掲げる 事項の実施に努めなければならない。
 - 一 学校図書館の整備及び充実並びに司書教諭の養成に関する総合的計画を樹立 すること。
 - 二 学校図書館の設置及び運営に関し、専門的、技術的な指導及び勧告を与える こと。
 - 三 前各号に掲げるものの外、学校図書館の整備及び充実のため必要と認められる措置を講ずること。

参考資料

附 則 抄

(施行期日)

1 この法律は、昭和二十九年四月一日から施行する。

(司書教諭の設置の特例)

2 学校には、平成十五年三月三十一日までの間(政令で定める規模以下の学校に あっては、当分の間)、第五条第一項の規定にかかわらず、司書教諭を置かないこ とができる。

附 則 (昭和三三年五月六日法律第一三六号) 抄

1 この法律は、公布の日から施行し、昭和三十三年四月一日から適用する。

附 則 (昭和四一年六月三〇日法律第九八号) 抄 (施行期日)

1 この法律は、昭和四十一年七月一日から施行する。

附 則 (平成九年六月一一日法律第七六号) この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一〇年六月一二日法律第一〇一号) 抄 (施行期日)

第一条 この法律は、平成十一年四月一日から施行する。

附 則 (平成一一年一二月二二日法律第一六○号) 抄 (施行期日)

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行す る。

附 則 (平成一三年三月三〇日法律第九号) 抄 (施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一五年七月一六日法律第一一七号) 抄 (施行期日)

第一条 この法律は、平成十六年四月一日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第七条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第八条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要 な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成一八年六月二一日法律第八○号) 抄 (施行期日)

第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則 (平成一九年六月二七日法律第九六号) 抄 (施行期日)

- 第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で 定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日 から施行する。
 - 一 第二条から第十四条まで及び附則第五十条の規定 平成二十年四月一日

※参考資料6:

学校図書館図書標準

公立義務教育諸学校の学校図書館に整備すべき蔵書の標準として、平成5年3月 に定めたものである。

アー小学校

1	2,400
2	3,000
3 ~ 6	3,000 + 520 × (学級数-2)
$7 \sim 12$	5,080 + 480 × (学級数-6)
13 ~ 18	7,960 + 400 × (学級数- 12)
19 ~ 30	10,360 + 200 × (学級数- 18)
31 ~	12,760 + 120 × (学級数-30)

イ 中学校

1 ~ 2	4,800
3~6	4,800 + 640 × (学級数-2)
7 ∼ 12	7,360 + 560 × (学級数-6)
13 ~ 18	10,720 + 480 × (学級数- 12)
19 ~ 30	13,600 + 320 × (学級数- 18)
31 ~	17,440 + 160 × (学級数 - 30)

ウ 盲学校(小学部)

1	2,400
2	2,600
3 ~ 6	2,600 + 173 × (学級数-2)
7 ~ 12	3,292 + 160 × (学級数-6)
13 ~ 18	4,252 + 133 × (学級数- 12)
19 ~ 30	5,050 + 67 × (学級数- 18)
31 ~	5,854 + 40 × (学級数- 30)

エ 盲学校(中学部)

1~2	4,800
3~6	4,800 + 213 × (学級数-2)
7 ~ 12	5,652 + 187 × (学級数-6)
13 ~ 18	6,774 + 160 × (学級数- 12)
19 ~ 30	7,734 + 107 × (学級数- 18)
31 ~	9.018 + 53 × (学級数 - 30)

才 聾学校(小学部)

1	2,400
2	2,520
3~6	2,520 + 104 × (学級数-2)
7 ∼ 12	2,936 + 96 × (学級数-6)
13 ~ 18	3,512 + 80 × (学級数- 12)
19 ~ 30	3,992 + 40 × (学級数- 18)
31 ~	4,472 + 24 × (学級数-30)

カ 聾学校(中学部)

1~2	4,800
3 ~ 6	4,800 + 128 × (学級数-2)
7 ~ 12	5,312 + 112 × (学級数-6)
13 ~ 18	5,984 + 96 × (学級数- 12)
19 ~ 30	6,560 + 64 × (学級数- 18)
31 ~	7,328 + 32 × (学級数-30)

キ 養護学校(小学部)

1	2,400
2	2,520
3~6	2,520 + 104 × (学級数-2)
7 ~ 12	2,936 + 96 × (学級数- 6)
13 ~ 18	3,512 + 80 × (学級数- 12)
19 ~ 30	3,992 + 40 × (学級数- 18)
31 ~	4,472 + 24 × (学級数-30)

ク 養護学校(中学部)

1 ~ 2	4,800	
3~6	4,800 + 128 × (学級数-2)	
7 ~ 12	5,312 + 112 × (学級数-6)	
13 ~ 18	5,984 + 96 × (学級数- 12)	
19 ~ 30	6,560 + 64 × (学級数- 18)	
31 ~	7,328 + 32 × (学級数-30)	

※例えば、 小学校で 18学級の場合……10、360冊

中学校で 15学級の場合……10、720冊

養護学校小学部で15学級の場合…… 3、752冊 養護学校中学部で 8学級の場合…… 5、536冊 } 9,288冊

53

※参考資料7:

図書館の自由に関する宣言

日本図書館協会 1 9 5 4 採択 1 9 7 9 改訂

図書館は、基本的人権のひとつとして知る自由をもつ国民に、資料と施設を提供することをもっとも重要な任務とする。

1. 日本国憲法は主権が国民に存するとの原理にもとづいており、この国民主権の原理を維持し発展させるためには、国民ひとりひとりが思想・意見を自由に発表し交換すること、すなわち表現の自由の保障が不可欠である。

知る自由は、表現の送り手に対して保障されるべき自由と表裏一体をなすものであり、知る自由の保障があってこそ表現の自由は成立する。

知る自由は、また、思想・良心の自由をはじめとして、いっさいの基本的人権と密接にかかわり、それらの保障を実現するための基礎的な要件である。それは、 憲法が示すように、国民の不断の努力によって保持されなければならない。

- 2. すべての国民は、いつでもその必要とする資料を入手し利用する権利を有する。 この権利を社会的に保障することは、すなわち知る自由を保障することである。 図書館は、まさにこのことに責任を負う機関である。
- 3. 図書館は、権力の介入または社会的圧力に左右されることなく、自らの責任に もとづき、図書館間の相互協力をふくむ図書館の総力をあげて、収集した資料と 整備された施設を国民の利用に供するものである。
- 4. わが国においては、図書館が国民の知る自由を保障するのではなく、国民に対する「思想善導」の機関として、国民の知る自由を妨げる役割さえ果たした歴史的事実があることを忘れてはならない。図書館は、この反省の上に、国民の知る自由を守り、ひろげていく責任を果たすことが必要である。

- 5. すべての国民は、図書館利用に公平な権利をもっており、人種、信条、性別、 年齢やそのおかれている条件等によっていかなる差別もあってはならない。 外国人も、その権利は保障される。
- 6. ここに掲げる「図書館の自由」に関する原則は、国民の知る自由を保障するためであって、すべての図書館に基本的に妥当するものである。

この任務を果たすため、図書館は次のことを確認し実践する。

- 第1 図書館は資料収集の自由を有する
- 1. 図書館は、国民の知る自由を保障する機関として、国民のあらゆる資料要求に こたえなければならない。
- 2. 図書館は、自らの責任において作成した収集方針にもとづき資料の選択および 収集を行う。その際、
 - (1) 多様な、対立する意見のある問題については、それぞれの観点に立つ資料を幅広く収集する。
 - (2) 著者の思想的、宗教的、党派的立場にとらわれて、その著作を排除することはしない。
 - (3) 図書館員の個人的な関心や好みによって選択をしない。
 - (4)個人・組織・団体からの圧力や干渉によって収集の自由を放棄したり、紛糾をおそれて自己規制したりはしない。
 - (5) 寄贈資料の受入にあたっても同様である。図書館の収集した資料がどのよう な思想や主 張をもっていようとも、それを図書館および図書館員が支持する ことを意味するものではない。
- 3. 図書館は、成文化された収集方針を公開して、広く社会からの批判と協力を得るようにつとめる。

第2 図書館は資料提供の自由を有する

1. 国民の知る自由を保障するため、すべての図書館資料は、原則として国民の自由な利用に供されるべきである。

図書館は、正当な理由がないかぎり、ある種の資料を特別扱いしたり、資料の 内容に手を加えたり、書架から撤去したり、廃棄したりはしない。

提供の自由は、次の場合にかぎって制限されることがある。これらの制限は、 極力限定して適用し、時期を経て再検討されるべきものである。

- (1) 人権またはプライバシーを侵害するもの
- (2) わいせつ出版物であるとの判決が確定したもの
- (3) 寄贈または寄託資料のうち、寄贈者または寄託者が公開を否とする非公刊資料
- 2. 図書館は、将来にわたる利用に備えるため、資料を保存する責任を負う。図書館の保存する資料は、一時的な社会的要請、個人・組織・団体からの圧力や干渉によって廃棄されることはない。
- 3. 図書館の集会室等は、国民の自主的な学習や創造を援助するために、身近にいつでも利用できる豊富な資料が組織されている場にあるという特徴を持っている。 図書館は、集会室等の施設を、営利を目的とする場合を除いて、個人、団体を問わず公平な利用に供する。
- 4. 図書館の企画する集会や行事等が、個人・組織・団体からの圧力や干渉によってゆがめられてはならない。

第3 図書館は利用者の秘密を守る

- 1. 読者が何を読むかはその人のプライバシーに属することであり、図書館は、利用者の読書事実を外部に漏らさない。ただし、憲法第35条にもとづく令状を確認した場合は例外とする。
- 2. 図書館は、読書記録以外の図書館の利用事実に関しても、利用者のプライバシーを侵さない。

- 3. 利用者の読書事実、利用事実は、図書館が業務上知り得た秘密であって、図書館活動に従事するすべての人びとは、この秘密を守らなければならない。
- 第4 図書館はすべての検閲に反対する
- 1. 検閲は、権力が国民の思想・言論の自由を抑圧する手段として常用してきたものであって、国民の知る自由を基盤とする民主主義とは相容れない。

検閲が、図書館における資料収集を事前に制約し、さらに、収集した資料の書架からの撤去、廃棄に及ぶことは、内外の苦渋にみちた歴史と経験により明らかである。

したがって、図書館はすべての検閲に反対する。

- 2. 検閲と同様の結果をもたらすものとして、個人・組織・団体からの圧力や干渉がある。図書館は、これらの思想・言論の抑圧に対しても反対する。
- 3. それらの抑圧は、図書館における自己規制を生みやすい。しかし図書館は、そうした自己規制におちいることなく、国民の知る自由を守る。

図書館の自由が侵されるとき、われわれは団結して、あくまで自由を守る。

- 1. 図書館の自由の状況は、一国の民主主義の進展をはかる重要な指標である。図書館の自由が侵されようとするとき、われわれ図書館にかかわるものは、その侵害を排除する行動を起こす。このためには、図書館の民主的な運営と図書館員の連帯の強化を欠かすことができない。
- 2. 図書館の自由を守る行動は、自由と人権を守る国民のたたかいの一環である。 われわれは、図書館の自由を守ることで共通の立場に立つ団体・機関・人びとと 提携して、図書館の自由を守りぬく責任をもつ。
- 3. 図書館の自由に対する国民の支持と協力は、国民が、図書館活動を通じて図書館の自由の尊さを体験している場合にのみ得られる。われわれは、図書館の自由を守る努力を不断に続けるものである。

4. 図書館の自由を守る行動において、これにかかわった図書館員が不利益をうけることがあってはならない。これを未然に防止し、万一そのような事態が生じた場合にその救済につとめることは、日本図書館協会の重要な責務である。

(1979.5.30 総会決議)

※参考資料8:

図書館員の倫理綱領

日本図書館協会 1980.6.4 総会決議

この倫理綱領は、「図書館の自由に関する宣言」によって示された図書館の社会的 責任を自覚し、自らの職責を遂行していくための図書館員としての自律的規範であ る。

1. この綱領は、「図書館の自由に関する宣言」と表裏一体の関係にある。この宣言に示された図書館の社会的責任を日常の図書館活動において果たしていくのは、職業集団としての内容の充実によらなければならない。この綱領は、その内容の充実を目標とし、図書館員としての職責を明らかにすることによって、自らの姿勢をただすための自律的規範である。したがってこの綱領は、単なる徳目の列挙や権利の主張を目的とするものでなく、すべての館種に共通な図書館員のあり方を考え、共通な基盤を拡大することによって、図書館を社会の有用な機関たらしめようという、前向きでしかも活動的なものである。

この綱領でいう図書館員とは、図書館に働くすべての職員のことである。綱領 の各条項の具体化に当たっては、図書館長の理解とすぐれた指導力が不可欠であ る。

- 2. 綱領の内容はこれまでの図書館活動の実践の中から生まれたものである。それを倫理綱領という形にまとめたのは、今や個人の献身や一館の努力だけでは図書館本来の役割を果たすことができず、図書館員という職業集団の総合的な努力が必要となり、かつ図書館員のあるべき姿を、図書館員と利用者と、図書館を設置する機関または団体との三者が、共に考えるべき段階に立ち至ったからである。
- 3. この綱領は、われわれの図書館員としての自覚の上に成立する。したがってその自覚以外にはいかなる拘束力もない。しかしながら、これを公表することによって、われわれの共通の目的と努力、さらにひとつの職業集団としての判断と行動とを社会に誓約することになる。その結果、われわれはまず図書館に大きな期待を持つ人びとから、ついで社会全体からのきびしい批判に自らをさらすことになる。

この批判の下での努力こそが、図書館員という職業集団への信頼を生む。図書館員の専門性は、この信頼によってまず利用者に支えられ、さらに司書職制度という形で確認され、充実されねばならない。そしてその専門性がもたらす図書館奉仕の向上は、すべて社会に還元される。そうした方向へわれわれ図書館員全体が進む第一歩がこの倫理綱領の制定である。

- 4. この綱領は、すべての図書館員が館種、館内の地位、職種及び司書資格の有無にかかわらず、綱領を通して図書館の役割を理解し、綱領実現への努力に積極的に参加することを期待している。さらに、図書館に働くボランティアや図書館同種施設に働く人びと、地域文庫にかかわる人びと等による理解をも望んでいる。
- 5. 綱領の構成は、図書館員個人の倫理規定にはじまり、組織体の一員としての図書館員の任務を考え、ついで図書館間および図書館以外の人びととの協力に及び、 ひろく社会における図書館員の果たすべき任務に至っている。

(図書館員の基本的態度)

第1 図書館員は、社会の期待と利用者の要求を基本的なよりどころとして職務を遂行する。

図書館は社会の期待と利用者の要求の上に成立する。そして、ここから国民の知る自由の保障という図書館の目的も、またすべての国民への資料提供という基本機能も導き出される。したがって、図書館へのあらゆる期待と要求とを的確に把握し、分析し、かつ予測して、期待にこたえ、要求を実現するように努力することこそ、図書館員の基本的な態度である。

(利用者に対する責任)

第2 図書館員は利用者を差別しない。

国民の図書館を利用する権利は平等である。図書館員は、常に自由で公正で積極的な資料提供に心がけ、利用者をその国籍、信条、性別、年齢等によって差別してはならないし、図書館に対するさまざまな圧力や干渉によって利用者を差別してはならない。また、これまでサービスを受けられなかった人びとに対しても、平等なサービスがゆきわたるように努力すべきである。

第3 図書館員は利用者の秘密を漏らさない。

図書館員は、国民の読書の自由を保障するために、資料や施設の提供を通じて知りえた利用者の個人名や資料名等をさまざまな圧力や干渉に屈して明かしたり、または不注意に漏らすなど、利用者のプライバシーを侵す行為をしてはならない。このことは、図書館活動に従事するすべての人びとに課せられた責務である。

(資料に関する責任)

第4 図書館員は図書館の自由を守り、資料の収集、保存および提供につとめる。 図書館員は、専門的知識と的確な判断とに基づいて資料を収集し、組織し、保存し、積極的に提供する。そのためには、資料の収集・提供の自由を侵すいかなる圧力・検閲をも受け入れてはならないし、個人的な関心や好みによる資料の収集・

提供をしてはならない。図書館員は、私的報酬や個人的利益を求めて、資料の収集・ 提供を行ってはならない。

第5 図書館員は常に資料を知ることにつとめる。

資料のひとつひとつについて知るということは決して容易ではないが、図書館員は常に資料を知る努力を怠ってはならない。資料についての十分な知識は、これまでにも図書館員に対する最も大きな期待のひとつであった。図書館に対する要求が飛躍的に増大している今日、この期待もいちだんと高まっていることを忘れてはならない。さらに、この知識を前提としてはじめて、潜在要求をふくむすべての要求に対応し、資料の収集・提供活動ができることを自覚すべきである。

(研修につとめる責任)

第6 図書館員は個人的、集団的に、不断の研修につとめる。

図書館員が専門性の要求をみたすためには、(1)利用者を知り、(2)資料を知り、(3)利用者と資料を結びつけるための資料の適切な組織化と提供の知識・技術を究明しなければならない。そのためには、個人的、集団的に日常不断の研修が必要であり、これらの研修の成果が、図書館活動全体を発展させる専門知識として集積されていくのである。その意味で、研修は図書館員の義務であり権利である。したがって図書館員は、自主的研修にはげむと共に研修条件の改善に努力し、制度としての研修を確立するようつとめるべきである。

(組織体の一員として)

第7 図書館員は、自館の運営方針や奉仕計画の策定に積極的に参画する。

個々の図書館員が積極的な姿勢をもたなければ、図書館は適切・円滑に運営することができない。図書館員は、その図書館の設置目的と利用者の要求を理解し、全員が運営方針や奉仕計画等を十分理解していなければならない。そのためには、図書館員は計画等の策定にたえず関心をもち、積極的に参加するようつとめるべきである。

第8 図書館員は、相互の協力を密にして、集団としての専門的能力の向上につとめる。

図書館がその機能を十分に果たすためには、ひとりの図書館員の力だけでなく、職員集団としての力が発揮されなければならない。このためには、図書館員は同一職種内の協調と共に、他職種の役割をも正しく理解し、さらに、地域および全国規模の図書館団体に結集して図書館に働くすべての職員の協力のもとに、それぞれの専門的知識と経験を総合する必要がある。図書館員の専門性は、現場での実践経験と不断の研修及び職員集団の協力によって高められのであるから、図書館員は、経験の累積と専門知識の定着が、頻繁すぎる人事異動や不当配転等によって妨げられないようつとめるべきである。

第9 図書館員は、図書館奉仕のため適正な労働条件の確保につとめる。

組織体の一員として図書館員の自覚がいかに高くても、劣悪な労働条件のもとでは、利用者の要求にこたえる十分な活動ができないばかりか、図書館員の健康そのものをも維持しがたい。適正数の職員配置をはじめ、労働災害や職業病の防止、婦人図書館員の母性保護等、適切な図書館奉仕が可能な労働条件を確保し、働きやすい職場づくりにつとめる必要がある。図書館員は図書館奉仕の向上のため、図書館における労働の独自性について自ら追求すべきである。

(図書館間の協力)

第10 図書館員は図書館間の理解と協力につとめる。

図書館が本来の目的を達成するためには、一館独自の働きだけでなく、組織的に活動する必要がある。各図書館は館種・地域・設置者の別をこえ、理解と協力につとめるべきである。図書館員はこのことをすべて制度上の問題に帰するのでなく、自らの職業上の姿勢としてとらえなければならない。図書館間の相互協力は、自館における十分な努力が前提となることを忘れてはならない。

(文化の創造への寄与)

- 第11 図書館員は住民や他団体とも協力して、社会の文化環境の醸成につとめる。 図書館は孤立した存在であってはならない。地域社会に対する図書館の協力は、 健康で民主的な文化環境を生み出す上に欠くことができない。他方、この文化環 境によって図書館の本来の機能は著しい発達をうながされる。図書館員は住民の 自主的な読書運動や文庫活動等をよく理解し、図書館の増設やサービス改善を求 める要求や批判に、謙虚かつ積極的にこたえなければならない。さらに、地域の 教育・社会・文化諸機関や団体とも連携を保ちながら、地域文化の向上に寄与す べきである。
- 第12 図書館員は、読者の立場に立って出版文化の発展に寄与するようつとめる。 出版の自由は、単に資料・情報の送り手の自由を意味するのではなく、より根本的に受け手の知る自由に根ざしている。この意味で図書館は、読者の立場に立って、出版物の生産・流通の問題に積極的に対処する社会的役割と責任を持つ。また図書館員は、「図書館の自由に関する宣言」の堅持が、出版・新聞放送等の分野における表現の自由を守る活動と深い関係を持つことを自覚し、常に読者の立場に立ってこれら関連分野との協力につとめるべきである。

日本図書館協会は、わが国の図書館の現状にかんがみこの倫理綱領を作成し、提唱する。本協会はこの綱領の維持発展につとめると共に、この綱領と相いれない事態に対しては、その改善に向って不断に努力する。

参考資料

図書館システム整備のための数値基準(抜粋)

※公立図書館の任務と目標(1989年1月確定公表 2004年3月改訂/日本図書館協会図書館政策特別委員会)より抜粋

公立図書館の数値目標について、旧版までは一委員の試案というかたちで掲載してきた。この間、日本図書館協会では「図書館による町村ルネサンス Lプラン21」(日本図書館協会町村図書館活動推進委員会著2001)を発表し、そこで公立図書館の設置と運営に関する数値基準を提案した。これは「日本の図書館1999」をもとに、全国の市町村(政令指定都市及び特別区を除く)の公立図書館のうち、人口一人当たりの「資料貸出」点数の多い上位10%の図書館の平均値を算出し、それを人口段階ごとの基準値として整理した上で提案されたものである。

そこで今回の改訂にあたっては、「Lプラン 21」の数値基準を改訂するかたちで、「日本の図書館 2003」によって新たに平均値を算出し、これをもとにした「数値基準」として提案することとする。

「目標値」としてではなく、達成すべき「基準値」としたのは、ここに掲げられた数値がそれぞれの人口段階の自治体において、すでに達成されたものであるからである。少なくとも図書館設置自治体のうち、10%の自治体にあっては住民がこの水準の図書館サービスを日常的に受けているのであり、住民にとって公立図書館サービスが原則的には選択不可能なサービスであることからも、ここで提案する数値はそれぞれの自治体において早急に達成されるべきものであると考えている。

なお、ここに掲げた「数値基準」は「日本の図書館 2003」に基づくものであり、 今後は最新版の「日本の図書館」によって算出された数値を基準にするものとする。

●システムとしての図書館

ここで掲げている数値は自治体における図書館システム全体を対象としたものである。自治体の人口規模や面積,人口密度等に応じて地域館や移動図書館を設置運営し、図書館システムとしての整備を進めていくことが必要である。

●図書館の最低規模は、蔵書 50,000 冊

図書館が本文書で掲げるような図書館として機能し得るためには、蔵書が5万冊、専任職員数3名が最低限の要件となる。このとき、図書館の規模としては800㎡が最低限必要となる。これは地域館を設置する場合においても最低限の要件である(末尾に添付の資料参照)。

「延床面積〕

人口 6,900 人未満 1,080㎡を最低とし,

人口 18,100 人までは 1 人につき 0.05㎡ 46,300 人までは 1 人につき 0.05㎡ 152,200 人までは 1 人につき 0.03㎡ 379,800 人までは 1 人につき 0.02㎡を加算する。

[蔵書冊数]

人口 6,900 人未満 67,270 冊を最低とし、 人口 18,100 人までは 1 人につき 3.6 冊 46,300 人までは 1 人につき 4.8 冊 152,200 人までは 1 人につき 3.9 冊 379,800 人までは 1 人につき 1.8 冊を加算する。

「開架冊数〕

人口 6,900 人未満 48,906 冊を最低とし、 人口 18,100 人までは 1 人につき 2.69 冊 46,300 人までは 1 人につき 2.51 冊 152,200 人までは 1 人につき 1.67 冊

379.800 人までは 1 人につき 1.68 冊を加算する。

[資料費]

人口 6,900 人未満 1,000 万円を最低とし、 人口 18,100 人までは 1 人につき 796 円 46,300 人までは 1 人につき 442 円 152,200 人までは 1 人につき 466 円 379,800 人までは 1 人につき 229 円を加算する。

「年間増加冊数〕

人口 6,900 人未満 5,574 冊を最低とし、 人口 18,100 人までは 1 人につき 0.32 冊 46,300 人までは 1 人につき 0.30 冊 152,200 人までは 1 人につき 0.24 冊 379,800 人までは 1 人につき 0.17 冊を加算する。

[職員数]

人口 6,900 人未満 6 人を最低とし、 人口 18,100 人までは 100 人につき 0.025 人 46,300 人までは 100 人につき 0.043 人 152,200 人までは 100 人につき 0.041 人 379,800 人までは 100 人につき 0.027 人を加算する。

基準値の算出例

たとえば人口 50,000 人の自治体の場合,必要な延床面積の算出は,下記の計算により,3,161㎡となる。

 $1,080 + ((18,100 - 6,900) \times 0.05) + ((46,300 - 18,100) \times 0.05) + ((50,000 - 46,300) \times 0.03) = 1,080 + 560 + 1,410 + 111 = 3,161$

奈義町子ども読書活動推進計画

編集発行 奈義町・奈義町教育委員会 2009年5月発行

お問い合わせ先>

奈義町立図書館 NAGI TOWN LIBRARY

〒 708-1323 岡山県勝田郡奈義町豊沢 441 Phone 0868-36-5811 Fax 0868-36-5855 e-mail tosho @ towh.nagi.okayama.jp http://www.town.nagi.okayama.jp/library/index.html



奈義町子ども読書活動推進計画 編集·発行 奈義町·奈義町教育委員会 2009年5月発行